

「信州伊那のすぐれもん」認定登録申請要項(新規)

1. 申請手続きについて

- ① 申請書提出／「信州伊那のすぐれもん」認定登録申請書（様式第1号）
 - ・ 1品につき1枚記入してください
- ② 手数料／新規商品1品につき2,000円
 - ・ 既納の手数は審査不合格の場合も還付しません
 - ・ 認定基準等は規則をご覧ください

2. 商品の提出

申請する商品を販売時の状態で提出してください

- ① 食品の場合／認定委員8名で試食、試飲等の実食を行います
 - ・ 調理の必要なもの（ローメン、そばなど）は8食分を提出
 - ・ 菓子や加工品（味噌やジャムなど）は委員8人程度が実食審査できる量を提出（1パック程度で結構です）
 - ・ 「饅頭」など贈答用菓子の場合は、販売する状態がイメージできるように外装化粧箱をご用意ください（空箱を販売用に包装し菓子商品は別途8個分用意）
- ② 特産品グッズの場合／商品見本を一式
 - ・ 見本品は後日返却しますが包装を開けて手触り等を確認する場合があります

～商品提出についてご不明点は担当者にご相談ください～

3. 申請先

（一社）伊那市観光協会 **伊那市高遠町観光案内所** 担当:渡辺
長野県伊那市高遠町西高遠 1678 番地 1 TEL/94-1745 FAX/94-1750
土日祝日含む毎日9:00～17:00

※伊那市役所 2階 **観光協会事務局にて手続きご希望の場合は担当者までご一報ください**

4. 申請期限

申請期限	3月16日(月)	・ 「信州伊那のすぐれもん」認定登録申請書 ・ 申請手数料1件 2,000円 ・ 対象商品（審査員8名分）
日持ちしない製品について	3月25日(水) 朝9時まで	・ 申請は 3/16までに手続き ・ 商品のみ認定会当日朝納品 （観光案内所）
認定委員会	3月25日(水) 午後2時30分	認定会への出席の必要はありません

5. 認定後の登録手続きについて

- ① 合格した新規特産品は後日登録証授与式を開催しますのでご出席ください
(日程等詳細は認定結果とともに事務局より通知します)
- ② 登録有効期間は2年間ですが、一度「信州伊那のすぐれもん」として登録しても、認定時の条件を保持できなくなったときは登録を取り消す場合があります
- ③ 認定商品は観光協会公式サイト「おいでな伊那」や「高遠城址公園さくら祭り公式ホームページ」へ掲載されるほか、商品販売時には認定シール(有料)を貼付することができます

6. 認定シール

- ① 認定登録商品には認定シールを貼り販売していただけます(有料)
- ② 認定シールは令和7年2月にデザインを一新し好評発売中です
- ③ シール購入については認定登録時にご案内文書を同封いたします



7. そのほか

新規商品の申請手続きについてご不明点はお気軽に担当者までお問い合わせ下さい

以上

【お問い合わせは】

(一社)伊那市観光協会 伊那市高遠町観光案内所 事務局長 伊藤隆博 担当 渡辺
長野県伊那市高遠町西高遠 1678 番地 1 土日祝日含む 9:00~17:00
TEL/0265-94-1745 FAX/0265-94-1750 ikk@ikk.inacity.jp